

# 日野市議会会議録

昭和63年第2回臨時会

第22号

5月27日開会

5月27日閉会

日野市議会

日野市立図書館 81-7354



1575564

昭和63年 第2回臨時会日程

5月27日 (金曜日) 会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程

昭和 6 3 年  
第 2 回臨時会  
日 野 市 議 会 会 議 録 目 次

○ 5 月 27 日 金曜日 (第 1 日)

|            |                                                        |    |
|------------|--------------------------------------------------------|----|
| 出 席 議 員    | .....                                                  | 1  |
| 欠 席 議 員    | .....                                                  | 1  |
| 出 席 説 明 員  | .....                                                  | 2  |
| 議 事 日 程    | .....                                                  | 2  |
| 開 会        | .....                                                  | 5  |
| 会議録署名議員の指名 | .....                                                  | 5  |
| 会 期 の 決 定  | .....                                                  | 5  |
| (議案上程)     |                                                        |    |
| 議 案 第 34 号 | 日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処<br>分の報告承認について .....            | 5  |
| 議 案 第 35 号 | 昭和62年度日野市一般会計補正予算 (第 5 号) の専<br>決処分の報告承認について .....     | 13 |
| 議 案 第 36 号 | 昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算 (第<br>3 号) の専決処分の報告承認について ..... | 26 |
| 議 案 第 37 号 | 日野市監査委員の選任について .....                                   | 27 |
| (選 挙)      |                                                        |    |
|            | 日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について .....                        | 27 |
| 閉 会        | .....                                                  | 28 |

5月27日 金曜日 (第1日)

昭和63年  
第2回臨時会 日野市議会会議録 (第22号)

5月27日 金曜日 (第1日)

出席議員 (29名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 奥住日出男君 | 2番  | 宮沢清子君  |
| 3番  | 高橋徹君   | 4番  | 土方尚功君  |
| 5番  | 山口達夫君  | 6番  | 天野輝男君  |
| 7番  | 福島盛之助君 | 8番  | 福島敏雄君  |
| 9番  | 中谷好幸君  | 10番 | 小俣昭光君  |
| 12番 | 馬場繁夫君  | 13番 | 夏井明男君  |
| 14番 | 小山良悟君  | 15番 | 馬場弘融君  |
| 16番 | 高橋徳次君  | 17番 | 簀野行雄君  |
| 18番 | 一ノ瀬隆君  | 19番 | 板垣正男君  |
| 20番 | 鈴木美奈子君 | 21番 | 中山基昭君  |
| 22番 | 秦正一君   | 23番 | 黒川重憲君  |
| 24番 | 古賀俊昭君  | 25番 | 谷長一君   |
| 26番 | 市川資信君  | 27番 | 石坂勝雄君  |
| 28番 | 名古屋史郎君 | 29番 | 竹ノ上武俊君 |
| 30番 | 米沢照男君  |     |        |

欠席議員 (1名)

11番 川嶋博君

説明のため会議に出席した者の職氏名

|        |        |        |       |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長     | 森田喜美男君 | 収入役    | 加藤一郎君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 総務部長   | 山崎彰君  |
| 市民部長   | 大貫松雄君  | 生活環境部長 | 藤浪竜徳君 |
| 清掃部長   | 坂本金雄君  | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 建設部長   | 永原照雄君  | 福祉部長   | 高野隆君  |
| 水道部長   | 橋本栄萬君  | 病院事務長  | 大崎茂男君 |
| 教育長    | 長沢三郎君  | 教育次長   | 砂川雄一君 |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

|    |        |    |       |
|----|--------|----|-------|
| 局長 | 佐藤智春君  | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 田中正美君  | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 佐々木茂晴君 | 書記 | 小林章雄君 |
| 書記 | 斉藤令吉君  |    |       |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3  
立川速記者養成所 所長 関根福次  
速記者 川久保友子君

議事日程

昭和63年5月27日（金）  
午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

（議案上程）

日程第3 議案第34号 日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決  
処分の報告承認について

日程第4 議案第35号 昭和62年度日野市一般会計補正予算（第5号）の  
専決処分の報告承認について

日程第5 議案第36号 昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算

（第3号）の専決処分の報告承認について

日程第6 議案第37号 日野市監査委員の選任について  
（選挙）

日程第7 日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙に  
ついて

本日の会議に付した事件

日程第1から第7まで

午後2時57分 開会

○議長（市川資信君） これより昭和63年第2回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

日程に入る前に、理事者より発言したいとの申し出がありますので、発言を許します。  
市長。

○市長（森田喜美男君） 4月25日付、生活環境部長に藤浪前清掃部長を、また、清掃部長に坂本前生活環境部長、交代いたしております。そのことを御報告いたします。  
なお、病院事務長の退職のため、5月17日付、大崎茂男が病院事務長に就任、発令をいたしております。そのことを御報告いたします。以上です。

○議長（市川資信君） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

2番 宮 沢 清 子 君

3番 高 橋 徹 君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（小山良悟君） 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本会議の前に議会運営委員会を開きまして、昭和63年第2回臨時議会の会期は5月27日、1日と決定いたしました。御承認をお願いいたします。

以上をもって御報告を終わります。

○議長（市川資信君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

これより議案第34号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 本日は臨時議会をお願いし、私の方から代表監査委員の選任のほか、専決処分報告3件を予定しております。よろしく願いを申し上げます。

ただいま上程されました議案第34号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正により日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和63年4月22日付をもって専決したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） それでは、議案書の10ページ以降で御説明を申し上げます。新旧対照表で御説明をいたします。

10、11ページの1条から136条までは、これは本条例の改正、失礼しました。本条例でございまして、本条例の方の改正は、今回はございません。

その下段の付則1条から9条までを略して、読替規定の第10条でございまして。この第10条につきましては、直接のものはございませんけれども、関西文化学術研究都市建設促進法にかかわる改正でございまして、市の直接的なものはございません。

それから12条、一番下段でございまして。12条でございましてけれども、12条、それから、次のページの13条、それから14ページの13条の4にわたります。さきの2月に臨時会をお願いして都市計画税の税率の改正をいたしました。このときに若干御説明を申し上げますけれども、税負担の急増の緩和のために、なだらかな増加となるように配慮をした改正でございまして、昭和63年度から昭和65年度までの今回の評価替えでございましてけれども、各年度の固定資産税、それから都市計画税にかかわる負担調整措置ですね、これを、前年度用いられた区分をさらに低くいたしまして、税の負担の緩和を図ったものでございます。

次の12ページに先ほど言いましたように、例えば宅地にかかわるものでございましてけれども、制度改正前は負担調整率が1.1でございましたところを、半分の1.05にしたということで、日野の場合、平均上昇率が11.8%でございまして、この1.15倍以下のもの、要するに15%以下ということで、大方がこの対象になるものでございます。

それから、ずっと飛ばしまして16、17ページでございまして。同じく15条の読替規定でございましてけれども、これは先ほど10条でお話しいたしましたように、関西文化学術研

究都市建設促進法に関連する要綱の改正でございまして、この読替規定も直接関係はございません。

それから18、19ページでございまして。15条の2でございまして。特別土地保有税の課税の特例という法でございまして、この特別土地保有税の課税の特例を3年間適用期間を延長するものでございまして。

それから、次の15条の4でございまして。これも同じく期間の延長をいたすものと、それから、いわゆるミニ保有税ですね、この免税点の引き上げを改正するものでございまして、市街化区域内の土地を譲渡した場合に、土地を有効利用させる、要するに宅地化を推進する、促進する目的を持って、昭和57年度の税制改正において3年間の措置としまして創設されました。適時、期間の延長をされているところでございまして。今回は、市の区域にあっては500平方メートル以上を330平方メートル以上に引き下げた上で、63年4月1日以降に取得した土地に対して適用する、というふうな改正でございまして。

それから、次の16条の2でございまして。一番最下段でございまして。この16条の2、20ページと22ページにわたりますけれども、この改正の内容は、たばこの消費税の従量割の税率は、本条では1,000本につきまして350円となっております。特例といたしまして、付則の中で1,000本につきまして640円とする特例にしてございまして。この特例期間を64年3月31日まで1年間延長をするものでございまして。

それから24、25ページ以降ですね、27条まで、28ページまでですね、ページは28ページまででございましてけれども、先ほど申し上げましたように、固定資産税と同様に、都市計画税も負担調整措置を行う、ということで、同様にですね、この条項を改正するものでございまして。

そして、この施行期日でございましてけれども、付則の中で、昭和63年4月1日から適用しまして、この改正を行うというものでございまして。

説明は以上でございまして。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○4番（土方尚功君） 質問したいと思いますが、今の部長の説明にかかわる条例の内容ということではございませんけれども、今回の専決に向けた全般的な意味合いでひとつ質問をしたいと思いますが、もともと私は、きょう臨時議会そのものが開催されることには反対、というような考え方を持っていたわけですが、先ほど市長から監査委員というようなことの選定の問題がある、ということで開催されたという内容でございまして、既に開催をされている中、今度は逆に内容のことで少し聞いていきたいと

と思いますが、専決の問題についてはですね、過去にいろいろ出ておりますから、その趣旨ということについては十分承知をされ、こういう対応がされたと思うわけですが、今回の税制改正にかかわる条例の改正の専決ということで、しからばこの内容的にはですね、東京都なりから準則が示されて改正がされたということですから、内容のことは触れないと今申し上げたとおりで、ただ、各市の状況が、果たしていつごろの時点でそういった処理がされているのかどうか、こういった状況がわかりましたら御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） では私の方からお答えいたします。

これは、東京都の地方課の税制係で調査したものでございますけれども、臨時市議会ですね、26市の中で臨時市議会を開催して、この条例改正を審議された市が4市でございます。開催は大体4月1日から4月の15日の期間に行っています。それから、あとの残りの市は全部専決処分で行っています。これは実際にですね、この施行日は、さかのぼって3月31日ないしは4月1日というふうな施行になりますので、詳細にはちょっとわかりかねますけれども、専決処分したのは日野市も含めまして22市でございます。以上です。

○議長（市川資信君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） ありがとうございました。

4市については臨時市議会を開いて、大体半ばまでに行われた。これは要するに市によっては、条例を改正するに当たっては専決ではいかん、というような内部的な規定をも含んで持たれているんじゃないか、というように判断をするわけですが、専決処分については3月31日ないしは4月1日付で行われている。これについては、当然この法律に基づいたり、あるいは各市の条例に基づいて課税ということが適正に行われるように、そういう配慮がなされているんだと思います。

特に地方税法の上でも、3条にはそういった税目や課税客体、課税標準、税率、その他の賦課の徴収については、団体の条例に基づかなければいけない、というようなことがあるわけですが、そうしたことで理解をするわけですが、大体、今回の場合に、準則の提示といいますか、東京都からこういった書類が来て、事務的に作業されたと思うんですが、こういった準則の提示はいつごろあったのか、わかればひとつお願いをしたい。

それから、今、私の方で先にちょっと推測で物を申し上げましたけれども、そういっ

た市は、もし具体的にそういった規定があって議会を開かなければいけない、というようなことでとらえてこの改正に当たっている、という市がわかれば御報告をお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君） 市民部長。

○市民部長（大貫松雄君） 東京都の方から、3月31日に国会で改正が通るんじゃないかというふうな、これは想定のもとで説明会を開いてございます。そのときに一応準則が示されたんですけども、これが3月の18日というふうに担当の方から聞いてございます。

それから、質問の第2点では、ちょっと今の時点では私、わかりかねるんですけども……。

○議長（市川資信君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） 私の方で独自に調べた資料によりますと、専決を条例で改正してはいかん、というようなことでは武蔵野、狛江、稲城、こういった状況の市がそのような議会側としてもそういう意向を持っていて、これに対して市側の方もこたえて臨時市議会を招集して対応しているということですから、専決がない、ということであります。これは、そういうことで一応逆にお知らせができれば、今後に向けた段階でひとつ検討材料にしていいただければと思うわけです。

今回、特に私もちょっと専決に絡んでは過去の状況も調べてみたんですけども、確かに税法改正という国会が通らなければ対応ができないということで、それぞれ手順の上では必要であろうかな、という判断を十分承知をしているつもりでありますけれども、大体、事務的に見る場合にですね、特に前回の、ことしの場合の今回の主たる改正の内容というのは、いかにその税負担を住民側にとって有利な形をとるか、納税を有利に、要するに負担のないようにというようなことで、今、先ほどの部長の説明もあったとおり、負担措置の軽減というようなことで、平年時の固定資産税関係のことと違って、特に評価替えを絡んでいるような時期ですから、前回の評価替えの時期の条例を出したときの様子もちょっと調べてみたんですけども、このときも専決では処分がされております。

そして、実質的には60年の3月30日付で専決処分をしています。このときには議会が開催されていないわけですから、当然そういう措置がされて負担調整が図られた、こういう状況があるわけですね。それ以降61年についても臨時市議会の場で5月29日、これについては4月の14日付で確かに専決がされております。そして62年の臨時議会、この

ときも報告というようなことで4月6日付にされております。

こういった経過を見ますと、問題となるのは後ほどちょっと質問したいと思いますけれども、61年の4月の定例会のときに専決に対する質疑が大分ありました。この内容は、こういう条例改正ということでありませんで、下水道の特別会計の補正予算の専決処分というようなことの報告承認、それとあわせて契約案件の契約の一部変更にかかわるものが二つほどありまして、それから事故和解の締結及び損害賠償の決定というようなことの専決の報告承認。この議場においてですね、我が会派の代表の石坂議員をして、専決のあり方といたしますか、そこら辺を含めて質問がなされ、そして古賀議員もそれに関連した意見を申し述べ、中山議員も要望として出しておりますし、特に4番目の事故絡みの市長に専決の処分をゆだねている部分のことが絡む、その事故関係のことを夏井議員が中心に、あわせ179条と180条の関連で、大分専決に係るものについては慎重にお願いをしたい、というような中で対応がされた。

それを受けて62年のときの臨時会では4月6日付の日切れ法案にかかわるようなものの専決がされたんだ、という報告ですから、要するに法改正があっても比較的手早い処理の中で事務処理が行われているという判断をしたわけですが、今回ですね、179条の素直に、今回の上程もそうですけれども、要するに議会を開くいとまがなかった、という判断の中に4月の22日に要するに専決処分を市長がなされたということなんですけれども、こういった点ですね、市長、特別に何か問題点等があったのかどうか、その点をちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（市川資信君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 審議機関の議会のお立場、それから執行機関の市長の立場ということで、その両者の関係におきましてはなるべく審議機関を尊重し、専決処分はなるべく自粛するという建前は大切な原則だ、というふうに思っております。

3月末日、つまり法律改正に伴ってその係数の改正でありますとか、自動的に近い状態で市税条例等の改正を行うことが往々にあるわけございまして、このことについても多少の疑義は感じつつ、お許しをいただいたようなつもりでいつも御了解いただいております。という経過もございます。

今回の御指摘の意味も重々これからも注意をしなければならないとは考えておりますけれど、ことしの3月議会が4月に及び、まあ、そういう一方的な事情ばかりではよくはないんですが、そういうこともございまして、今回の提案の内容になっております処置をとったと、こういう事情でございます。

御指摘のところを十分今後も留意をいたしまして、審議にこたえていくという姿勢をとってまいりたいと、このように考えております。

○議長（市川資信君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） ありがとうございました。

市長の独特のお答えといたしますか、そう言っちゃ失礼ですけども、今後十分留意ということでお話をいただいたんですが、そのお話もたびたび聞いていると、私の方も本当にそうなのかな、というようなことを思うわけなんです。というのは、前回の今事例として挙げた石坂議員についても、今後十分心して任務を務めていくと、このように感じているところでございます、このような回答。それから、ほかにもそういったことが、はっきり言って私の方から申し上げるにはたびたびそういう市長の一方的な回答だけでは、ちょっと納得しかねるというふうに思っているところなんです。

というのは、事務的には今回の場合確かに4月の問題で議会の、市長からとれば長引いたというような形があるかと思いますが、これは実質的には、この議員も承知しているとおおり、今回の場合は教育の例の問題であわせいろいろ議員の役員といたしますか、役職の改正等、変更等に基づいての一般質問も後ろへ回ったと、こんな経過の中ですから、暇がなかった、ということでは済まされないわけですし、逆に一点こんな話で、課税標準、固定資産税、特に4月1日から縦覧が始まっていたという事実があってですね、私も納税する立場から、4月1日から20日の縦覧期間の中で縦覧行為をしているわけです。そのときに評価額とあわせて固定資産税、それから都市計画税の課税標準額、こういったものを職員に提示してもらって理解をして、ことしの納税に向かっていこうということにしているわけですけども、このときの課税標準額は現在使われているこの要するに率を用いたもので、事務的には何ら対応ができないというような時期ではなかったんじゃないかな、というふうに感じているわけです。

ですから、そういう意味合いからすれば、今回、19日は一応ある程度決めた中に、そして20日の日は1日会期が延長になったという背景ですから、少なくとも19日の時点を押さえるにしても、各市臨時議会まで持つにしても、それから今回のこの臨時議会を持つにしても大体7日前、緊急の場合には本当に法律的には1日前でも公示をして、そして議会を招集するということもできるわけですが、大体、日野市の場合でも1週間程度の中です、この臨時議会も開かれている。

そういったことを見ますれば、事務的に対応ができないんじゃないかと、何らか市長が特段にここに向けては条例改正の上程を議会の開催中にしなかったんじゃないか、とい

うようなことを私自身は思っているわけなんです、もう一度そこら辺、市長の方がどのようなあれだったのか、もし、ないとすればないで結構ですけども、その点をもう一度御回答願えればというふうに思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　専決処分あるいは議会を開いて議案審議をいただく、この日程のとり方ということにつきましては多少の疑義も感じながら、なお最善の誠意を尽くして臨むと、こういうことでこれまで対応させていただいております。したがって、日取りの設定あるいは会期中だから議案として上程できるではないか、ということは確かにあるわけでありますけれど、また議会の日程のこともございますので、そのあたりで余計かもしれませんが配慮も必要であると、このように考えておりますので、そういうことで判断をしたというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　一応この問題については、私はその一言だけだちょっと承服をしかねるようなことがありますので、いずれにいたしましても、申し上げることは申し上げていきたいと思うんですけども、専決処分ということですから法的には効果そのものに变化を来すということではないわけですから、ただ、今回の問題は、今言う市長とすれば妥当な日程といえますか、議会に対する調整もできなかったという中で、やむを得ず専決をしたんだということではありますけれども、どうも議会がちょうど20日まで開かれた中では十分対応ができたんじゃないか。

特に各市とも4月あるいは3月の末なり4月の段階での、日野の場合も適用そのものは4月1日からですから、法的にも何ら問題はないかと思いますけれども、議会の開催中というふうなことがあった。それから市町村によっては特に臨時議会を開いて早い時点で、要するに縦覧期間の4月の20日まで縦覧をやっていたわけですから、その中に適用する。

たまたま事例として稲城にも私の知人の議員もいますが、稲城等についても20日過ぎに最初の設定をした。ところが、やはり縦覧が4月の20日までだという中では、もっと早い時点ということで、4月の14日に臨時議会を開いて条例の改正をした、こういう経緯もあるわけなので、ぜひそういったことを日野市がこうだった、今までもこう来たからこうなんだ、ということではなくて、ぜひ前向きに長の専決処分を、やむを得ないという長側の判断だけにかかわらず、やっぱりぜひ慎重を期した中でやっていただきたいというふうに思いますので、通常、今まであり得ないかもしれませんが、私個人とし

ては、ぜひ議長にも申し上げたい点は、こういった勝手に、私のとらえ方とすれば勝手に専決処分をしているわけだという理解をするわけですから、市長には政治的あるいは道義的なそういう責任をぜひとっていただければ、というようなことも一つは突っ込んだ中には出てくるわけなので、通常、この採決も、意見になろうかと思えますけれど、できれば簡易採決ということじゃなくて、挙手採決をもしていただければ、というような考え方を持っているわけなので、そういう特段の配慮をいただければありがたいなというふうなことでございます。

これも1年生議員、生意気なことだということになるかもしれませんが、少なくとも私の判断は、議会の開催中に、議会の定例会の開催中にこういう準則に基づく比較の日野市の意思が入るというような問題じゃないわけですから、内容的には重要なことですが、さほど中にかかわる審議というものを必要としない、というようなことであるわけです。そんなような中であっても、ぜひ専決ということじゃなくて、今後に向けて、あるいは、もし検討がいただけるんなら、これは市側にですけれども、事前に全員に今こんな状況であるんで、というような申し出をいただいて理解を得てから専決処分をしていただくようお願いをしたいというふうなことで、途中でちょっと乱れましたけれども、そんなような要望をあわせて申し上げて、一応質問という形は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（市川資信君）　挙手多数であります。よって議案第34号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第35号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報

告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第35号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市一般会計補正予算第5号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和63年3月31日付で専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ4億6,992万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億6,997万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） ただいま議案の第35号で提案いたしました昭和62年度日野市一般会計補正予算第5号でございます。内容につきまして説明をさせていただきます。

ただいま提案いたしましたとおり、歳入歳出予算の補正につきましては4億6,992万5,000円を追加するものでございます。よって歳入歳出予算総額を32億6,997万6,000円ということをお願いするものでございます。なお、第1条の2項につきましては、歳入歳出予算の補正をページの2ページ、3ページの中で、第1表で内容を記したものでございます。

なお、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の補正はページの4ページでございます。最終的に地方債の確定を見ましたので、この4点について専決をお願いするものでございます。

それでは、個々の詳細につきまして御説明申し上げます。

ページの8ページ、9ページでございます。歳入の部分でございます。款の2の地方譲与税、1の地方道路譲与税でございます。目の地方道路譲与税とあわせまして、次の9ページ、10ページ、11ページの目の1の自動車重量譲与税につきましても、全く基礎につきましては同じでございます。よって、この内容につきましては、道路延長、面積等の増加に伴う最終の確定のものでございます。

引き続きまして12ページ、13ページでございます。目の自動車取得税交付金でございます。御承知のとおり、これは自動車取得税の伸びによる増、当然、新規登録の自動車

の伸びの税の伸びでございます。よって、この配分につきましても、道路延長、面積が基準であるということをお説明申し上げておきます。

なお14ページ、15ページ、目の1の地方交付税でございます。額の確定によるものの増加分でございます。

16ページ、17ページ、目の1、交通安全対策特別交付金でございます。これは交通反則金の増でございますが、当然配分があるわけでございます。1,245万ということの最終の確定を見たための補正をお願いするものでございます。

なお18ページ、19ページでございますが、款の8、国庫支出金、項の国庫負担金、目の1、民生費国庫負担金でございますが、これ以降、歳入部分につきましては説明等に実績に基づく対象人員の増減があるわけでございますが、この右の説明欄のとおり、増減部分が対象人員の増減による補正でございます。特に国庫につきましては、上級官庁の予算配分等の問題、また予算獲得等の問題を含んで、一応歳入の中には入ってまいります。次年度に返還部分として歳出で出していくというような特殊な事情があるということをお理解賜りたいと思います。

なお20ページ、21ページの国庫補助金につきましても、説明欄の記載のとおりでございます。

続いて22、23ページも教育費国庫補助金でございますが、略させていただきます。

24ページ、25ページのところの目の民生費都負担金の中で、節の部分の中で2番目でございますが、1点目は心身障害者福祉費負担金でございます。その次が5の老人福祉費負担金、減額部分で105万5,000円お願いしているわけでございますが、この数字の「5」は、大変申しわけありませんが、3の誤りで御訂正をいただきたいと思います。後、以降4、5というような節の区分になるわけでございます。すべて対象増あるいは確定額に伴う補正でございます。

引き続きまして、26ページ、27ページでございます。目の総務費の都の補助金でございます。2の市町村調整交付金でございます。御承知のとおり、この交付金につきましては、交付要綱に基づきまして行政水準の均衡を保つ、というような形の中での最終の決定でございます。8,190万8,000円ということで、多くは消防割の増が大半でございます。ほかにも多少の増額があるわけでございますが、内容としては主たるものは消防割であるという御理解を賜りたいと思います。節の3の市町村振興交付金も同じようなかなりの伸びがあるわけでございますが、八つの対象事業の確定による補正でございます。これも東京都の交付要綱に基づく財源補てんでございます。目の2、民生費都補助金以

下につきましては、説明欄の記載のとおりで略させていただきたいと思います。

なお、少し飛びますが、30ページ、31ページでございます。節の2の老人福祉費の補助金でございます。一番上のデイケアセンターの運営費のみ、これは昨年、制度改正等に伴っての増額でございます。369万4,000円の増額をお願いするわけでございますが、補助率が過去の3分の1から4分の3に改正になっております。その補助率の改正に伴う増額でございます。

なお34ページ、35ページでございますが、目の土木費の都の補助金の中で、一番下の最下段でございます。説明欄の一番下でございますが、土地取引動向等調査ということで、ここに少額ではございますが、全く新しい事業としての歳入部分でございます。62年7月から63年2月まで地価動向の調査というようなその調査に対する補助の歳入でございます。

なお36、37、38、39等は略させていただきたいと思います。

なお40ページ、41ページ、款の11の寄附金、目では一般寄附金でございます。ここに補正額1億1,283万という補正をお願いするわけでございますが、公共公益施設費として6件分でございます。

なお42、43ページの市債でございます。目の3の土木債あるいは教育債おのおの地方債の中で1表で内容を提示いたしましたとおり、最終的な確定に伴う減額をお願いするものでございます。

44ページ、45ページ、歳出に入らせていただきたいと思います。総務費、目の財産管理費でございますが、当然、歳入と絡んでいるわけでございます。ページ40のところの説明を申し上げましたが、一般寄附金の歳入した公共公益施設費分を、公共施設の建設と環境緑化基金にそのまま数字をここに積み立てるものでございます。なお、財政調整基金につきましては歳入歳出の調整部分の積み立てでございます。

なお46ページ以降、説明欄の記載のとおりでございます。

48ページ、49ページ、8のコミュニティ費のちょうど節の15の工事請負費でございます。地区センターの新設分を62年度の予算の中でお願いしてきたわけでございますが、最終的には執行、未執行というような中での減額をお願いするものでございます。

以上、50ページ以降、民生費、土木費、教育費等につきましては、おのおの対象人員の増減あるいは契約差金に基づく減額等でございます。

雑駁な内容でございますが、どうか御理解賜り、御承認のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　1点だけちょっと確認をしたいと思います。

3月31日の専決というようなことで、これについては今部長の方からもお話がありまして、補助金、国庫等のそういった金額に基づいての整理というようなことで議会も承認を、専決というようなことでのこちらの方は理解をしているというふうに思っているわけですが、この中で何点かちょっと確認をさせていただきますが、大分、基本的にこれから申し上げたいことは、3月の定例議会で全般的にやっぱり減額がされているものが専決で同じような数字が、いや、3月でされたものがこの31日付で専決されているというようなことから、ちょっと調べた中で幾つかお伺いをしておきたいと思いますが、逆に、先ほど企画財政部長が、予算配分、国の問題等が絡んで次年度で云々というようなこともこの中に含まれているんだ、というような話がありまして、そういう中の一応理解をするわけですが、二、三伺っていききたいと思いますので……。

歳入関係ですと、特に今の申し上げた具体的なあれからすれば、国庫の負担金については、心障関係あるいは老人福祉、児童福祉、こころ辺に絡むもので、例えば心障で3月に484万5,000円の減額をして、今回、344万2,000円の減額、精神薄弱者の福祉についても200万の減額をしながら、248万8,000円の減額、老人保護措置費については3月に3,298万8,000円の減額をしながら、今回、2,423万1,000円の増額をした。児童措置費についても同様83万1,000円の減額をしながら、今回、207万5,000円の増額になった。これはあくまで負担金絡み、そういったことです。ただ余りにも確定を、3月時点に、だから逆に言えば、確定の見込みを持っているからこそ減額をしたりなんかしたんじゃないかな、という想定がされるわけですね。なおかつ、専決でこういう形をとられた。これは回答は後で結構ですが……。

あるいは、次のページに補助金等も当初からのっていた授産施設の事務費等についても、これはまるっきり事業をやらなかったんでしょうけれども、3月ですか、一部補正をし直したのかどうか、そんなこともあるようですが、2万6,000円はゼロになった。ほかにもゼロというのはその下に土木費なんかもあるわけですが、ここは2・2・5号線ですから、こういったこと。

それから、都の負担金についても25ページになりますが、心身障害者の福祉負担金、これが3月に693万を減額をして、今回、615万8,000円の増額をしている。こころ辺は国の問題じゃなくて東京都だけの形になるわけですが、こういう事態が起きております。

ほかにも補助金で、やはり身障者の自動車改造、こういうものはなかったんでしょうけれども、あとの支出の方になります、こういったことで専決ですべて処理がされてきている。

また後ろの方へいきますと、ミドルステイの事業費の運営等についても、補正前は55万4,000円あったのが42万2,000円の減額をして、実質的に13万2,000円しか使わない。使わないというよりは出なかった、補助金を、ということになります。これも事業費の見込みというような問題もあるんでしょうが、それから、都の補助金の中で33ページの単親家庭の奉仕員の派遣事業、こういったものも、当初144万だったものが、3月で182万4,000円の増をしています。そして、今回、185万3,000円、補正で3月の当初に出したものを上回る数字の減額をしている。こういう現状がありますね。

それから、ずっと追っていきますと、公共公益費の関係ですけれども、こちら辺も専決で出てきて、あと支出の段階で伺いますけれども、こういったものが専決でぽこっと出てくる、3月あたりに。このものが3月になってから全部入ったのかどうか。こちら辺を明確に後で答えをいただければと思うんですけれども……。

そういった中、歳出の関係も、今その公共公益費にかかる、今度は財産管理費で歳出しているわけですが、公共建設基金については、3月の我々の審議に出された中では4億1,744万9,000円の増額がこの時点でされて、また、財政調整基金については5億8,000万、環境緑化基金に至っては748万3,000円の減額をしていたんです。それがこういう形で振り分けを今したということですから、どうも専決に持っていくには余りにも3月の時点に出す段階ではわからなかったのかどうか、というようなことを伺いをしたいと思います。

それから、民生費の扶助費等については、先ほど申し上げた社会事業授産施設も事務費が5万3,000円あったものが、ゼロになった。自動車改造助成もゼロになった。それから、心身障害者の家庭奉仕員の派遣も、補正前で、前の補正で101万9,000円補正して、95万5,000円の減、それから委託費、こちら辺も3月で、下の20の扶助費の委託費が400万から496万円、減額、減額で続いてきている。ミドルステイについては、9月に初めて新規の事業として172万4,000円が提示されて、その後、今回149万6,000円、実質的に22万8,000円しか使っていないという結果が出てくるわけです。

そういったことで、同様に母子福祉費もあります。こういったことが果たして、生活保護費等も同様なことが言えると思いますけれども、これは実績だということであり、すけれども、必ずしも実績が、確かにそうであったかもしれませんが、だとすれば、

当初の見込みに相当誤りがあるんじゃないか、そういうふうに指摘をせざるを得ないと思うんですが、こちら辺についての御回答をお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 私の方から、全体的な考え方の中での答えをしておきたいと思います。

歳入の御指摘あるいは歳出部分もあるわけですが、先ほども説明の中で申し上げました。国の関係、都の関係の歳入部分につきましては、かなり3月年度末を終わってからの確定要素あるいは、があるということでございます。そういう中での問題を考えますと、やはり国だけの問題でなくして、当然、補助金等につきましては都の関連もあるわけでございますので、すべて連動するというふうに御理解賜りたいと思います。

もちろん市の単独事業につきましても、各部局の中で鋭意努力してきた中での結果ではございますが、私の方も安易に専決をしているのではなくして、やはり東京都のすべて補助対象絡みの問題につきましては、この裏づけの予算書等の提出の要求もあるわけでございます。そういった中での精査を3月31日にお願いした、というような状況でございます。

個々には今御指摘の中で、一部福祉部の部分は指摘がありますので、具体的にはまた福祉部長の方から御説明願いたいと思います。

○議長（市川資信君） 福祉部長。

○福祉部長（高野 隆君） それでは、何点か民生費にかかわる歳入歳出についての御質問がございましたので、細かに全部お答えできるかどうかわかりませんが、できる範囲でお答えをしてみたいと思います。

御指摘のように、3月補正で増額なり減額なりをしたものが、この際に、また増額なり減額なりされていると、こういう点で矛盾があるんじゃないかと、こういうことだと思います。

私どもは補助金絡みの仕事をかなり詳細、細かい補助金絡みの仕事をしているものから、すべて年度当初に交付額の申請、それから始まりまして実績報告と、こういう形で仕事を進めております。年に3回ほどの調整申請をしておりますが、最終的には1月の調整の申請と、こういうような形で仕事を進めております。その中で、3月補正の資料といたしましては、1月に大体まとめました数字をできれば不用額を出さないような配慮をしながらできるだけ出していくと、こういう形で仕事を進めているわけでございます。

しかしながら、実際に3月の末になりまして、実績等との差が若干出てくると、こういふことで、この際に専決の中で逆な現象が出てくると、こういうようなことはまことに事務的な意味では非常に不手際ではないかと、御指摘のとおりだと思っておりますし、今後とも、これについては十分に是正するような努力をしていきたい、というぐあいに考えております。

まず、第1点の老人福祉費の負担金等でございますけれども、これについては、3月の申請時点で当初予算に組みましたように1億5,256万8,000円が当初の申請でございました。これを交付決定の対象としていただいたわけでございますが、その後、1月の末になりまして減額をいたしました。減額は3,200万ほどの減額をしたわけでございます。これは実績に基づいて私どもは減額をしたわけでございますが、その後、東京都からの指導がございまして、今年度は減額をしないほしいと、こういうような指導がございました。これについては減額補正をした額での補助金申請をせずに、当初の申請額で終わってほしいと、その差額については先ほど企画財政部長から申し上げましたように、返還金で翌年度で精算してほしいと、こういうような指導がございました。

そこで、老人福祉につきましては、この際に、もとの年度当初の1億5,256万8,000円に戻すということで、前回修正しました金額との差額2,423万1,000円を、この際、増額をすると、こういう内容でございます。これにつきましては、先ほど御指摘もございました生保につきましても今年度ここで7,000万ほど減額をいたしますけれども、63年度でさらに返還をする金額が8,000万ほど出てまいります。このようなこともございまして、国の補助の姿勢あるいは負担金に対する姿勢との絡みで、この際はこのような結果で、一度減額したものを増額すると、こういうことになりましたことをまことに申しわけないと思いますが、お認め願いたいということでございます。

その他、児童措置費につきましても御指摘がございましたけれども、これについては、当初の3月補正でいたしました83万1,000円の減額は、これは授産施設及び母子寮の実績に基づいての減額でございました。しかしながら、今回さらに児童保育園等の措置費の関係で増額ということで、これは本来ならば一緒になすべきであろうかと思っておりますけれども、思いますけれども、これを、内容はそれぞれ内容は異なっております。片一方は授産施設の実績が減りました。片一方は児童福祉費の措置費が増額になりました、ということでの問題でございますので、内容は違いますけれども、まことに形の上では不整合のものが出来ているように思いますので、今後ともこれについても是正をしてまいりたいと思います。

また、先ほども一番御指摘が最初にありました心身障害者の措置費につきましては、当初の減額をさらに上回る実績減がございましたので、これについてはそのような形で減額をさせていただくという内容でございます。

また、歳出等で御指摘が、いや、それから歳入の際の20ページ、21ページの心身障害者の福祉費の補助金でございますけれども、これについては、東京都の社会事業授産施設事務費でございますが、これは3月補正で国の要綱改正がございましたので、本来ならば新しく、あれですね、なかった節が新しく設けられました。今までの委託費から補助金に国の要綱が変わりましたので、ここに社会事業授産施設の事務費がここに設けられました。しかしながら、これについては組みかえをいたしまして2万6,000円の減額ということでございます。

その他、24、25ページの心障福祉費の手当の東京都の補助が当初減額したにもかかわらず、この際、同額近くものが増額されているじゃないかという御指摘でございますが、これはまことに私どもの方では不手際でございました。これは東京都の交付額に基づきまして、3月補正で東京都の交付決定額に基づきまして減額をいたしました。その後の経緯で実績が上回るという実績が把握されましたので、この際に増額をするということでございますので、これは事務的な点では見通しを誤ったと、こういうことでございます。申しわけなく存じております。

それから歳出に移りますが、歳出の自動車改良については全くゼロではないかということでございますが、御指摘のとおり、これは執行がございませんでした。当初、見込みました件数が全くございませんでしたので、ゼロ件でございますので、これについては減額ということでございます。

また家庭奉仕員の、家庭奉仕員等についての御質問がございましたけれども、これについては51ページでございますか、51ページに記載しております、その前に49ページですね、ミドルステイの御指摘がございましたけれども、このミドルステイについては、実際に見込んだものが利用しておりませんので減額をさせていただく。それはミドルステイが当初補正をしたときには、始まった時点での、ミドルステイが始まった時点でこれを増額をお願いをして事業を始めたわけでございますけれども、その後に見込んだ実績がございませんでしたので減額ということでございます。

また51ページの家庭奉仕員等の派遣事業でございますが、これは9月補正で273万6,000円の補正をお願いいたしました。これは東京都の要綱が改正されまして、月それまで5回でありましたものを12回にすると、こういうことでございましたので、5世帯分の

6カ月分をその時点で見込んだわけでございますけれども、実際には母子世帯が3世帯、週に1回活用する、そのほか福祉世帯が3世帯で1.4回活用する、こういう形で、実際に見込んだ活用がございませんでしたので、これについてはこの際、283万9,000円を減額をお願いする、こういうことでございます。

それぞれミドルステイにつきましても、単親家庭の奉仕員等についても東京都が新しく始めた制度での増額でございましたけれども、当初の見込みどおりの執行がなかったと、こういうことでございます。

また、その他生保についても御質問がございましたけれども、生保についても、この際減額をいたしますけれども、さらに減額をする必要が出てくるだろう、こういうぐあいに考えております。

よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは一般寄附金につきまして、私の方から御説明申し上げます。

まず行政協力費の関係の寄附金の時期でございますけれども、これは事業者と市と協定を結ぶ時期に寄附金をいただいている、ということでございます。したがって、この寄附金については、よく予算の中に言われます発生主義と、そういう形になるわけでございます。

予算の年間の経過を若干62年度申し上げますと、当初予算で3,500万円の計上をいたしまして、3月補正で2,317万3,000円の補正をいたしました。さらに今回、専決補正といたしまして1億1,283万円を計上したということでございます。全体で15件になるわけでございます。3月の補正の調整でございますが、御承知のように、大体12月末を基準にいたしまして3月補正の調整をしているわけでございます。したがって、1月以降に協定を結んだものにつきまして寄附金が入ってきたというものでございます。

それから、この寄附金につきましては、議会の中でも論議されるわけでございますけれども、自治省等の指導の中で、この使途につきましては明確な経理をするように、といいうことになっております。日野市では、今回の補正の中にもございますけれども、公園緑地関係にかかる寄附金につきましては環境緑化基金に積み立て、学校等にかかるものにつきましては公共施設の基金に積み立てるということでございます。

したがって、今回の専決は、歳入のお認めをいただき、さらにはこのお金を基金にたん積み立てるということでございまして、今度このお金をさらに執行するということ

になりますと、歳出の方に取り崩して再計上して使うということになるわけでございます。そんな趣旨もございまして、今回の専決補正をしたということでございます。

よろしく御了承いただきたいと思います。

○議長（市川資信君） 土方尚功君。

○4番（土方尚功君） 大変それぞれ細かい中で説明いただきまして、ありがとうございました。

いずれにしても何カ月間あるという中での御苦労が十分わかりましたので、今後、そういう中で、中には一つ、二つ見込み違いというようなこともあったようですが、今後に向けて、ぜひそういう誤りのないように全力を尽くしていただきたいと思います。

一つ、今回のこの問題を提起した中に、私は予算書に全部各補正等が起きたときの記入をしていましたので経過がよくわかる。こういうことから今指摘をしたわけですが、これは企画財政部長にですが、要するに当初からこういう動きをしたんだ、というようなことが各補正時に表示ができるようなことを検討はできないかどうか。今、各ほかの市によってはそういうその経過がわかるようにしてある予算書があるわけなので、もし御承知があればお話しいただいて、もし、なければ今後に向けて検討していただければ、とにかく補正のその金額だけがここへ出てくると全然、皆目そのものが今言ったとおり、果たして前回どうなっていたのかというようなことを追うのに非常に大変な労力がかかる、私どももかかるわけなんです。なおかつ理解をしやすい、そういう苦労をしても逆に今度細かい理解がするというようなことを、もし記載をできれば検討いただければということでありますので、そこら辺は要望といいますか、もしお答えがあれば伺いして、今後に向けて検討いただければと思います。以上です。

○議長（市川資信君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 3月の一般会計特別予算委員会の中でも予算書のあり方というような要望もあるわけでございます。私の方も、当時、財政課長が検討します、というふうに答えております。各市、予算書を見ますと、あるいは今御指摘の部分も含めると、やり方がまちまちでございます。私どもも今財政の中で庁内で検討を、今の御意見も踏まえながら検討しながら、議員さん皆様方の御意向がよろしいということであれば、私の方も今後検討を進めながら、その方針を他市のを参考にしながら積み上げていきたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（市川資信君） はかに御質疑はありませんか。天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 4ページの第2表の地方債の補正の件でちょっとお聞きいたしま

す。

これを見ますと、すべてこの事業で減額になっておりますけれども、この減額になっていった理由はどうして減額になったのか。このあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 地方債の減額の理由ということでございます。

既に3月議会には、すべての確定した部分につきましては即決で補正予算で3月議会にお願いいたしました。その時点でまだ確定しなかった部分がこの4点あるわけでございます。上段の部分につきましては3点、当然最終の決定を見た中での決定でございます。ただ、その3月の議会のときにも一部私の方から説明を申し上げましたが、最後の生活・保健センターの屋内プールの新設事業につきましては5,000万減額になっております。よって、この市債につきましては、内容は不明確であります、大きな5,000万のカットがあった、ということだけを御報告したわけでございます。他はすべての契約に基づいての契約差金が出ておりますので、それに基づく確定の市債の決定でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） 何か説明が、生活・保健センターの屋内プールの新設、この5,000万の減額分について、どのような形で減額になったのか。やはり、この地方債というのは、財源としては有効に使うということが当然であると思われませんか。どのような理由で減額になったのか、このあたりを聞きたいわけです。

○議長（市川資信君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 大きな額での5,000万のカットでございますが、当然一つの行政の中での、一つの行政改革での方向づけ等を含んだ中での、やはり問題も含まれているというふうに考えております。

具体的にこれだ、というふうには私の方もその確認をとっているわけでございますが、理由については明確にしてないと、まだ、いろんな事情を踏まえながらその中でのこの5,000万はカットである、ということは明確になっているわけでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） やはり（「自分から言ったらどうよ」と呼ぶ者あり）先ほども申し上げたように、私はこういう減額分ということにつきましては、やはり市の対応に

何かまずいところがあったから、そしてこういう減額になったということを感じるわけですね。そういう面で、やはり少なくともこのような形で地方債に影響が出てくるということは大変まずいことじゃないかと思うんですね。そのあたり市長のお考えはどういうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（市川資信君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御承知のとおり、近年、行革指導ということがございまして、我々の可能であるもの、可能な限り努力はしておるわけでありましたが、この種の起債制限、仮にペナルティーとするならば、年度間に職員の給与の是正を行ったというようなことが該当する、というふうに感じております。給与を、給与是正の努力ということももちろん行すべきものは行うということで今進めておりますので、財政運用上の起債につきましても、制限を受けることはなるべく回避したい、こういう考え方でおります。

○議長（市川資信君） 天野輝男君。

○6番（天野輝男君） この市の行政のやることですから、職員には多少、職員の方を向いて問題解決するということも必要であると思われませんか、やはりもっと大局的に日野市の財政を有効に使うという立場から、やはり国の指導なり、これに従ってやるべきことはしっかりやらなければならない。そして、この財源を確保しなきゃならない、そういう時代が来ておるわけですね。それを早く手をかけるか、かけないかによって、日野市のまちづくりも大きく変わってくるわけですね。

そのあたりをよく踏まえて、市長みずからこういうことが再びないように十分注意していただきたいと思われませんか。

○議長（市川資信君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思われませんか、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって議案第35号、昭和62年度日野市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第36号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第3号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第36号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第3号）の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算第3号であります。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和63年3月31日付で専決処分したものであります。

補正予算額は、収益的収入及び支出それぞれ371万7,000円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予算額を26億4,033万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、病院事務長に説明いたさせていただきますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君） 関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 病院事務長でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議案第36号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

本補正予算は、年度末になりまして東京都の補助金が決定いたしました。それに伴いまして専決処分をさせていただいたものでございます。

内容といたしましては、恐れ入りますが、4ページ、5ページでございますが、東京都の補助金の公的病院特殊診療部門運営費、371万7,000円が追加決定されましたので、これに伴い補正を行ったものでございます。なお、これと同額の金額を材料費の薬品費、これが不足しておりますので、ここに充てさせていただいたというようなことでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省

略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって議案第36号、昭和62年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第3号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第37号、日野市監査委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第37号、日野市監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市監査委員の任期満了に伴い、新たに選任の件についてお願いするものであります。地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に、住所、日野市多摩平五丁目21番地の5、氏名、高崎克好、生年月日、昭和4年5月23日、と御記入くださるようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって議案第37号、日野市監査委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより日程第7、日野市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件を議題といた

します。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市選挙管理委員会委員に

守屋聰英、日野市三沢672番地、昭和4年3月7日生。

同じく陶山三男、日野市多摩平四丁目10番地の1、多摩平団地28の1、大正11年8月6日生。

同じく飯島豊一、日野市西平山四丁目4番地の29、大正14年3月19日生。

同じく小町喜三、日野市東豊田四丁目19番地の4、昭和2年9月12日生。

同補充員1番、井上信衛、日野市日野本町四丁目11番地の12、大正12年12月7日生。

2番、金子 茂、日野市百草526番地、大正8年4月6日生。

3番、峰岸立枝、日野市百草971番地の250、昭和7年10月18日生。

4番、望月裕子、日野市旭が丘五丁目10番地の33、昭和11年1月7日生。

の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました諸君が、日野市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

ただいま当選されました諸君に、本席より会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和63年第2回日野市議会臨時会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長      市      川      資      信

署 名 議 員      宮      沢      清      子

署 名 議 員      高      橋              徹



